

DB CO-OP 秘密保持誓約書

年 月 日

私（以下乙という）はデジタルビジネス協同組合（以下甲という）の組合事業に関する協議・折衝・取引等（以下本協議等という）の過程で甲より知得した情報の秘密保持に関し、本誓約書条項について誠実に遵守することを誓約いたします。

貴組合の事業所内で業務に従事する場合および貴組合の顧客の事業所や自社等で業務に従事する場合においても、本誓約書条項について誠実に遵守することを誓約いたします。

万一 この誓約に違反した場合は、損害賠償等の責を負うことを誓約いたします。

住所

氏名

印

誓約条項

第1条 秘密情報の定義

- 本条項において「秘密情報」とは、次の各号の一に該当する情報をいう
 - 本協議等の過程で書面またはその他の有形な媒体により甲から開示された情報で、開示情報が秘密情報である旨の表示がかかる媒体上に為されているもの
 - 本協議等の過程で書面またはその他の有形な媒体以外の方法で相手方から開示された情報で、開示情報が秘密情報である旨の告知が開示の時点で行われ、かつ開示後30日以内に秘密情報である旨の表示が為された媒体に記録された状態で被開示者に提供されたもの。
 - 甲乙がそれを秘密情報とすることに合意した本協議等の事実・内容で、それが秘密情報である旨が表示され、かつ甲乙双方が署名した書面またはその他の有形な媒体に表示されたもの。
- 前項のうち、次の各号の一に該当する情報については、「秘密情報」より除外するものとする。
 - 開示者より知得する時点で被開示者がすでに保有していた情報。
 - 開示者より知得する時点で既に公知である情報、もしくはその後被開示者の責によらず公知となった情報。
 - 第三者より秘密保持義務を負わされることなく被開示者が入手した情報。
 - 秘密情報を利用することなく、被開示者が独自に開発した情報。
 - 法令により被開示者が開示義務を課される情報。

第2条 秘密の保持

- 乙は、「秘密情報」を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。
- 乙は、「秘密情報」を相手方の書面による事前の承諾なしに専ら自己または第三者のために使用してはならない。

第3条 秘密情報の管理

乙は自己の秘密情報における管理と同様の注意義務をもって「秘密情報」を管理する。

第4条 複製禁止

乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに「秘密情報」を複製してはならない。

第5条 権利

- 本条項は、「秘密情報」についての乙が有する著作権等の無体財産権または所有権の移転または使用許諾等を定めるものではない。
- 本条項は、本条項に明記されているもの以外の権利、義務を乙に発生させるものではなく、また、何らかの提携関係を甲乙間に発生させるものではない。
- 甲は、相手方に開示する「秘密情報」の正確性・完全性・適用性・有用性等およびこれを相手方が利用した結果を保証するものではない。

第6条 資料等の返還

乙は、「秘密情報」が不要になったときまたは相手方より請求のあったときは、その複製物も含め、直ちにこれを相手方に返還するかまたは責任をもってこれを完全に廃棄しなければならない。

第7条 期間

本条項の有効期間は、締結日からとし、それぞれの事業における本協議等終了後5年経過した時までとする。

第8条 協議事項

本条項に関する一切の疑義等が生じたときは、速やかに甲に連絡し、誠意を持って円満に解決する。

以上